

閣僚宣言 (概要)

- 1 原子力科学技術閣僚会議に集った閣僚は、ＩＡＥＡ憲章及び総会決議に示されるＩＡＥＡの目的及び役割に引き続きコミットする。
- 2 持続可能な開発のための２０３０アジェンダの文脈において、持続可能な開発等の目標を達成するための科学、技術及びイノベーションの重要な役割を認識する。
- 3 基本的な社会経済及び人材開発のニーズを満たすための原子力科学技術の応用がもたらす貢献及び可能性を認識する。開発途上国及び先進国の双方における原子力技術の応用から得られる恩恵を認識する。
- 4 安全で、防護され、持続可能な原子力科学技術を利用できるよう、各国の法的及び規制上の枠組みの重要性を強調する。
- 5 原子力科学、技術及びその応用によってもたらされる恩恵への公衆の理解を高める重要性を認識する。
- 6 原子力の平和的利用への自由なアクセス、原子力技術の移転、原子力の応用、二国間及び多国間協力を促進し、平和、健康及び繁栄への原子力の貢献を拡大するためのＩＡＥＡの役割を認識する。
- 7 原子力技術を利用するための能力を強化するためのメカニズムとしてのＩＡＥＡの技術協力プログラムの役割を認識する。
技術協力プログラムが、加盟国のニーズに沿った形で、リソースを効率的かつ効果的に活用するような方法で実施されるべきであることを強調する。
- 8 すべての加盟国が、技術協力プログラムに強いコミットメントを示すことを奨励し、技術協力基金（ＴＣＦ）の分担金のプレッジと、期限内に満額の支払いを行うことを強調する。

- 9 エネルギー，材料，産業，環境，食料，農業，栄養，健康及び水資源の分野で，原子力科学技術の応用を促進し，生活の質を向上させる I A E A の活動の貢献を認識する。
- 1 0 地球規模課題としての気候変動の影響緩和を支援するための発電・非発電分野における原子力科学技術の応用の重要性を認識する。
- 1 1 原子力科学の分野に，より多くの女性を呼び込む必要性を認識し，男女双方が平等な機会を得られるよう努力することを奨励する。
- 1 2 原子力科学に関する能力を育成するための I A E A の貢献を強調する。
- 1 3 社会経済開発を達成するための加盟国の特定のニーズに応じることの必要性を認識する。I A E A に対し，加盟国が原子力科学を有効に活用できるよう，キャパシティ・ビルディングをさらに促進することを要請する。
- 1 4 サイバースドルフ，I A E A 本部及びモナコにある原子力応用研究所が，原子力技術の開発において果たす重要性を強調する。原子力応用研究所を近代化するためのリニューアル（ReNuAL）及びリニューアル+（プラス）プロジェクトの進展を歓迎する。
- 1 5 I A E A が伝統的及び非伝統的なパートナーシップを確立していることを認識し，地域，多国間機関，開発機関などとのパートナーシップを強化するための I A E A の取組を期待する。
- 1 6 加盟国間に存在する原子力科学技術及び応用分野での差異を埋め，各加盟国の持続可能な開発のための 2 0 3 0 アジェンダの達成に貢献するために協働する決意を表明する。
- 1 7 事務局に対し，加盟国と緊密に協議しつつ，今後数年の間に本閣僚会議のフォローアップを準備していくことを要請する。

（了）